

第1 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

岐阜県で令和元年度に行った県政モニター調査では、約3割の県民がペットを飼養しており、街中やテレビ等でペットを見る機会も多く、今やペットは伴侶動物として生活に欠かせない存在になっています。その一方で、迷惑をかえりみない一部の飼い主や適切な管理ができないほど多数の動物を飼育する飼い主等による、生活環境の悪化や動物の遺棄、虐待等の問題が依然として見受けられます。ライフスタイルや価値観等の違いにより、人が動物に対して抱く意識や感情は多様であることを前提にしつつ、動物が人と共に生活する社会の姿や、人と動物の関わり方について十分に検討していく必要があります。

岐阜県では、「人と動物が共生する地域社会」の実現を基本方針として、平成19年度に「岐阜県動物愛護管理推進計画」を策定しました。平成25年に環境省から改正「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が示されたことを受け、平成26年度には、動物の終生飼養、繁殖制限措置の更なる普及啓発、引取り数及び殺処分率のより一層の減少に向けた取組み強化等を盛り込んだ改定を行いました。この計画に即し、保健所、市町村、公益社団法人岐阜県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）並びに動物愛護団体等と協力しながら施策を展開してきました。

これらの施策に取り組んできた結果、保健所で引き取った犬及び猫の数は減少し、保健所から新たな飼い主へ譲渡した犬及び猫の数が増加したことで、殺処分率は削減され、一定の成果を得ることができました。

このような中、令和元年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）に伴い、国の基本指針が改正され、「人と動物の共生する社会」の実現を目指していくためには、相互理解に基づく多様な関係者が協力し、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会的な課題について同時に取り組む視点が必要であることが示されました。

この基本指針の改正及びSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、本計画を改定し、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進し、引き続き「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、動物愛護管理法第6条の規定により策定するものであり、「基本指針」に即し、関係施策の推進について定めたものです。

対象とする動物は人が所有若しくは占有する動物又は飼い主のいない犬及び猫です。

3 計画の期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。また、動物を取り巻く環境の変化に対応するため、5年後を目処に見直される動物愛護管理法や指針の改正を受けて、本計画の見直しを図ります。

